

2013年10月22日

北海道知事

高橋 はるみ 様

北海道労働者福祉協議会

理事長 高柳 薫

2014年度(平成26年度)道政の勤労者福祉に関する要請書

平素から道政の発展と道民生活向上にご尽力されていることに敬意を表します。

また日頃から、私ども北海道労働者福祉協議会(道労福協)が進める、相互扶助精神に基づく「勤労者の生活と福祉の向上」に向けた活動に対しても、特段のご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

日本の金融経済状況は、昨年来、政府と日銀の政策により変化が見られ始めています。円安進行と株価上昇など、「期待」と「実体」、「名目」と「実質」などの対照的な語句が新聞報道などで踊る情勢にあり、現時点では一連の政策に対し様々な評価が取り沙汰されているところですが、確実にいえることは、ワーキングプア、生活保護受給者の増加など極めて深刻な社会問題は改善していないということです。

道内の雇用経済情勢も国内他地域に比べても厳しいものになっており、2014年4月からの消費税の8%へ増税も決定し、道民生活は一層苦しさを増していくのは確実に考えています。

私ども労福協は「格差と貧困社会」を是正し、「連帯と相互扶助」が重視され、道民が安心・安全に暮らせる社会をめざし活動を進めているところであります。

その立場から社会的運動課題や、勤労者の暮らしをサポートする協同事業体事業や活動に関連する事項に重点を置いた制度・政策を取りまとめました。

2014年度北海道予算編成に際し、以下についてご要請申し上げますので、その実現に向けてご尽力賜りますようお願い申し上げます。

1. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援

(1) 北海道としての協同組合の支援強化

国連は2012年を「国際協同組合年」と定め、「協同組合は経済・社会の発展への人々の参加を最大限に促し、経済・社会の発展の主要素である」として、各国政府に協同組合の育成・促進を求めていることを踏まえ、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、協同組合支援を強化する。

(2) 北海道における協同組合の育成・発展に向けた地域住民への周知・啓発

広く道民へ向けて協同組合の歴史・役割等を周知・啓発するとともに、協同組合の育成・発展のための研修会等を開催する。

(3) 北海道における統一的な窓口設置、連絡協議会等の開催

協同組合に関する統一的な窓口設置、協同組合の支援強化等に関する連絡協議会等の開催を検討する。

(4) 地域における就労創出と住民自治を促進する「協同労働の協同組合」の育成・支援

社会的に排除された人々の就労を通じた社会参加を促進する担い手として、「協同労働の協同組合」や社会的企業の果たす役割を重視し、その育成・支援を充実させるとともに、コミュニティにおける就労と事業化を促進するための政策を推進する。

(5) 連帯経済を支える非営利・協同組織と自治体・行政との協働関係の充実

行政と非営利・協同組織との関係を単なるコスト削減や下請型の業務委託ではなく、連帯経済を促進する主体として、目的や基準(公正労働基準)を明確にした対等なパートナーシップに基づく協働の関係へ再編成する。そのため、地域福祉の向上と住民自治の促進を図る目的で、指定管理者制度等の公共サービスを支える政策・制度を総合的に見直し充実させる。

2. 東日本大震災の被災者支援と復興・再生

(1) 被災者・避難者への生活支援

被災地から北海道内に避難している方々への支援策を一層強化するとともに、以下の取り組みを進める。

- ① 地域ごとに被災者・避難者の生活、住居、就労、医療・教育・福祉等に関する極め細やかな情報提供や総合相談の体制を整備する。
- ② 経済的な理由で就学の機会が奪われることがないように、学費・入学金・給食費等の減免や、無償給付型や地域特別枠を含む公的奨学金制度の拡充をはかる。

3. 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化

(1) 「孤立」から「支え合い」の社会へ

- ① 総合自殺対策大綱に掲げられた地方自治体の役割である、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めるとともに、自殺対策推進体制（自殺対策推進本部、自殺対策連絡協議会等）の整備・充実を図る。また、自死やメンタルヘルス問題への偏見を取り除くべく啓発・教育活動に取り組む。

② 地域における餓死・孤独死等の発生防止に向け、適切な相談機関につなげることができるよう、行政、支援団体、専門家、電気・ガス・水道等のライフライン関係者等による幅広い連携・協力体制を構築する。

(2) ナショナルミニマムの確保と生活の底上げ

① 生活保護制度における本年8月の生活扶助基準の大幅引き下げは、同基準に準拠する諸制度、すなわち準要保護者に対する就学援助制度における学用品費等の支給をはじめ、奨学金事業や高校授業料減免等の地方単独事業も含め、地域住民の生活に多大な影響を及ぼすことは必至である。したがって北海道は、住民生活への影響を最小限にとどめるために、これらの制度については本年7月までの生活扶助基準に準拠し、従前と同水準の支援を堅持する等の措置を講ずる。また、関係市町村へ同趣旨の協力要請を行う。

② 北海道として、公的機関が民間企業などへ委託・発注する全ての事業において、適正な労働条件とサービスの質を確保するため、低価格入札に拘束された発注、不当な人件費や人員の削減、不安定雇用、下請け業者へのしわ寄せを排除する公契約条例を制定する。

(3) 人間としての尊厳が保障され、利用しやすい生活保護制度への改善

① 新たな生活困窮者支援など業務拡大・高度化を踏まえ、福祉事務所におけるケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高める措置を講じる。

② 生活保護の実施機関である地方自治体は、申請権（保護請求権）や受給権を侵害する違法な運用（いわゆる水際作戦）を行わず、窓口での申請抑制制度や扶養強制を招かないよう、生活保護法の本来の趣旨に添った運用を再度徹底する。

③ 生活保護の実施機関である地方自治体は、生活保護を必要とする人の申請権の行使と受給が可能となるよう、地域住民への制度周知や実施機関での申請書類常備等、地域住民のアクセスと運営体制のさらなる改善・充実を図る。

(4) 新たな生活困窮者支援制度にむけた体制整備

生活困窮者自立支援法は今秋の臨時国会で成立が見込まれるが、本法に関連して北海道においても、成立・施行の時期の如何に関わらず、道民生活の実態に照らし対応すべき課題については早期に検討・実施を図る。

① 生活困窮者の生活・就労を包括的・伴走的に相談・支援する制度を確立し、実施体制を構築する。

② 新たな生活困窮者支援制度の構築を目的に実施される「生活困窮者自立促進支援モデル事業」について、実施可能な地方自治体は2014年度の実施主体として、北海道としても申請されておりますが、実施方法と具体的な体制整備方法を明らかにしていただきたい。

③ 生活状態が逼迫している相談者に対する食糧・住居等に関する緊急支援にワンストップで対応し早期に問題改善できるよう、縦割りになっている各種支援制度の集約再編などの改善を進める。

④ 国の「生活困窮者自立支援モデル事業」のうち、「就労訓練事業」（いわゆる「中

間的就労)において、「社会的企業」や「協同労働の協同組合」を積極的に位置付け活用することで、地域における雇用・就労創出や社会的居場所づくりと連動させる政策を推進する。

- (5) 非正規労働者が生活に必要な資金を低利で円滑に金融機関から融資を受けられるよう、北海道の「勤労者福祉資金融資制度」の融資対象者に非正規労働者を加えること。尚、現行においても「中小企業従業員用」のなかで非正規労働者が融資対象となっているが、非正規労働者は中小企業ばかりでなく大企業や国・地方自治体にも多数存在していることやその数も増加していることから、非正規労働者を別途区分して融資対象者とするように制度として新設する。

◇ 要求趣旨

1) 非正規労働者数及びその年収

- ① 平成 24 における道内の非正規労働者数は 95 万人、全雇用者(役員を除く)に占める割合は 42.8%で、全国に比べて 4.6%高く、この 5 年間で 4.6 ポイント増加している。
- ② 非正規労働者のうち年間収入 200 万未満のものは 81.1%(正規労働者の場合は 12.3%)で、低所得者が圧倒的に多数を占めている。

(注)総務省「平成 24 年就業構造基本調査」から

2) 非正規労働者の融資利用

- ① 銀行など金融機関では非正規労働者の融資利用を認めていないところもある。また、非正規労働者は総じて信用力が低いことから、融資の大半は限度額が少額のカードローンで対応され、その金利や保証料は極めて高い実態にある。
- ② このような事情から、非正規労働者は比較的借りやすい消費者金融や信販会社のカードローン及びクレジットカード等を利用する者が多く、その結果多重債務に陥る者もいることが容易に推定できる。

また、貸金業法改正による総量規制(貸金業からの借入額は年収の 3 分の 1 以内)によってヤミ金融等を利用する例もみられる。

3) 要求の必要性

- ① 上記のとおり、非正規労働者のほとんどは低所得者層であり、また、必要な資金を銀行等金融機関から容易に借り入れできない実態にある。とくに世帯主にあつては、家族の教育や医療などに係る資金需要もあることから、その対応を社会的に用意する必要がある。
- ② これらの資金需要に対して銀行などの金融機関から低利かつ円滑に借り入れが可能とするには、北海道の「勤労者福祉資金融資制度」の融資対象者に非正規労働者用を専用として設け、公的制度として確立することが最良の方法といえる。

◇(参考) 具体的な制度内容内については、基本的に「中小企業従業員用」に準ずる取扱いを想定している。

項 目	内 容
① 融資対象者	非正規労働者(派遣社員、契約社員、嘱託社員等。ただし、同一事

	業所に勤続1年以上の者 ※正規労働者と同じ)
② 資金使途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費
③ 融資金額	120万以内
④ 融資期間	8年以内
⑤ 融資利率	年1.6%
⑥ 信用保証	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要
⑦ 保証料率	年0.50% ※中小企業従業員用は年0.7%(引き下げの検討を行う)
⑧ 申込みに必要な書類	融資対象者を確認する書類(所得証明書等)。その他関係書類
⑨ 申込み先	取扱金融機関(申込先)は、北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店とする。

(6) 住まいの権利の保障、住宅セーフティネットの制度化

- ① 「居住の権利」を基本的人権と位置づけ、公営住宅の確保や民間賃貸住宅の借り上げなどによって、生活困窮者へ向けた住宅現物給付の仕組みを確保する。
- ② 地域における「居住支援協議会」の設立ならびに取り組みの促進をはかる。

(7) 経済的理由で夢を断念させない ～教育・人材育成での機会均等

世代間の貧困の連鎖を防止し、地域社会の底上げを図る観点から、義務教育終了後の学生に対する公的奨学金制度を創設・充実・改善する。制度設計にあたっては以下の項目に留意する。

- ① 世帯収入や学業成績に関係なく、希望に応じて貸与する。
- ② 貸与奨学金は全面的に無利子とする。
- ③ 水準を、一定程度の生活費まで保障できるように改善する。
- ④ 意欲・学力等一定の基準を満たしながら、世帯収入が一定以下の学生に対する無償給付型奨学金制度を創設する。

(8) 地方版「子供・子育て会議」の設置

2015年より施行される新たな子育て支援制度で地方自治体の努力義務とされている地方版「子供・子育て会議」の設置について、労働関係者等を含む多様なステークホルダーの参画のもと設置し、実効性のある事業計画を策定する。

4. 多重債務対策

改正貸金業法の完全施行後の状況を踏まえ、次の課題について国等と連携し強化・創設をはかる。

- (1) 北海道として貸金業者による脱法行為を厳しく監視できるよう、都道府県・多重債務者対策協議会における実態の検証・分析を行う。
- (2) 自治体に配置された消費生活相談員に対する十分な権限の付与と待遇の改善を図る。
- (3) 民間非営利組織等(労金・生協・NPO等)を活用し、低所得者や債務整理後の借りられない

い人に対する個人向けセーフティネット貸付の創設・拡充、並びに支援策としての保証制度の確立をはかる。また、国に制度創設を働きかける。

- (4) クレジットカードのショッピング枠の現金化を悪用した業者による、法定金利相当額を大幅に上回る高額な手数料問題について、対策を強化する。
- (5) 無価値な商品を担保として特例高金利で貸し付ける、いわゆる偽装質屋問題が顕在化しており、対策を強化する。
- (6) ヤミ金撲滅に向けて引き続き一層の取り組み強化をはかる。

5. 消費者行政の充実強化

- (1) 地方消費者行政の充実・強化

北海道においても、消費者行政予算の確保、地方消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持、強化と消費生活相談員の雇い止め問題への対策の実施、行政処分の執行体制の強化など、地方消費者行政の充実・強化をはかる。

- (2) 悪質商法(3.4兆円の経済損失)の根絶で、良質な事業・雇用の創出へ

消費者被害に伴う経済的損失は3兆4千億円とも推計(平成20年版国民生活白書)されており、消費者のみならず善良な事業者や労働者も含めた国民全体の被害を防止する観点から、悪質商法の根絶、消費者行政の充実に責任をもって取り組む。

- (3) 消費者教育推進地域協議会の設置

消費者教育推進法で地方自治体の努力義務とされている「消費者教育地域推進会議」の設置について、労働者福祉関係者等を含む多様なステークホルダーの参加のもと設置し、実効性のある推進計画を策定する。

6. 中小企業勤労者の福祉格差の是正

北海道としても、中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、中小企業勤労者福祉サービスセンターが魅力あるサービスを提供し、自立と再生を果たすよう積極的な役割を發揮し、関係市町村やサービスセンターへの支援・指導を強化するとともに未設置エリアの解消に努める。

7. 暮らしの安全・安心の確保

- (1) 食品の安全・安心の確保

1) 放射性物質に関する適切な情報提供の実施

- ① 北海道は道民に対し、放射性物質に関する適切な情報提供を実施し、原発事故による食品からの内部被ばくの実態に関する情報について、現状を正しくわかりやすく積極的に伝える。
- ② 地方自治体には、2003年に施行された食品安全基本法により、食の安全と安心についての施策の充実が求められているところであり、「食品の安全・安心条例(仮称)」を制定する。

③ 北海道以外の各自治体及び主要民間施設等からの「情報のネットワーク構築」に向けて検討をおこなう。

例として、連絡会議の設置や道内該当施設の把握などが考えられる。

2) 省エネルギー・エネルギーの促進条例（平成 12 年第 108 号）の実効を策定された計画（第 7 条）の周知及び見直しを、途上であれば予定時期の明示をはかる。
開発・促進のための施策（第 8～17 条）の進捗検証と見直しをはかる。
特に、「財政上の措置（第 17 条）は補助金の拡充を含めて検証・実施の企画をはかること。

3) 消費生活条例（第 20 条）の実効を

北海道は価格等の引下げ措置ができる品目として「灯油」を指定してる。来道した消費者庁長官は「灯油は北国では公共料金だ」と語っているように、調査・公表に加えて実効ある施策を要望する。

今冬の「福祉灯油」は 138 市町村で実施された。各自治体での実施がスムーズに検討できるように、シーズン前に制度利用の再徹底や道からの交付金の増額を要望する。

(2) フードバンク活動の促進

① 食品廃棄・ロスを削減し食品として有効に活用する観点から、フードバンクを「新しい公共」の担い手として積極的に位置付け、北海道においてもフードバンク活動に関する研究会の開催等、地域における取り組みに向けた検討を開始する。

② 災害時における食糧支援システムとしてのフードバンクを戦略的に位置付け、平常時は福祉支援と災害訓練に、災害時はそのままフードバンクのインフラ(基幹物流・地域物流網)が活用できるようシステムの構築をはかる。

③ 自治体の備蓄米・食糧等を活用してフードバンクへの食糧安定供給をはかるとともに、基幹・地域物流網整備への支援を行う。

④ フードバンク活動(新規団体含む)を促進・普及するための支援策、補助事業を創設・拡充するとともに、業務の継続性を担保する[マッチング・情報管理システムの構築や管理者の養成、ガイドライン、機能の構築など]を支援する施策を講ずる。

⑤ 食品関連産業や物流企業のフードバンクへの支援を促進するためのインセンティブとして、CSR(企業の社会的責任)を評価する仕組みや助成制度を検討する。

⑥ 福祉事務所窓口での困窮者へのフードバンク食品の提供やパントリー施設の整備、食品ロスの削減を通じた環境負荷の低減など、福祉・環境政策とも連携した施策を推進する